

環境法規制について

1. 消防法(危険物)
2. 廃棄物処理法
3. 騒音規制法
4. 水質汚濁防止法
5. PRTR法
6. 毒物・劇物取締法
7. PCB特別措置法
8. ダイオキシン類対策法
9. その他

講師: 環境カウンセラー 宇田 吉明

1

消防法 ~ 危険物の規制 ~



法規制	危険物	数量
許可	製造所 貯蔵所 取扱所	指定数量 1以上
届出	少量危険物	指定数量 1未満 指定数量 1/5以上
遵守	一般の消費、貯蔵	指定数量 1/5未満

2

指定可燃物の規制 危険物の規制に関する政令別表第4

品名	数量	
綿花類	200kg	
木毛及びかんなくず	400kg	
ぼろ及び紙くず	1,000kg	
糸類	1,000kg	
わら類	1,000kg	
再生資源燃料()	1,000kg	
可燃性固体類	3,000kg	
石炭・木炭類	10,000kg	
可燃性液体類	2m ³	
木材加工品及び木くず	10m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³
	その他のもの	3,000kg

指定可燃物とは、わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの市町村条例に定める数量以上である場合は、その貯蔵取扱いが条例によって規制される(参考)市町村条例は概ねこの内容を基本としています。

3

消防法 ~ 可燃物の規制(大阪市条例) ~

法規制	指定可燃物	規制の基準(1倍)
届出	合成樹脂類	3,000kg
	合成樹脂類(発泡させたもの)	20m ³

法規制	指定可燃物	規制の基準(5倍)
届出	木材加工品及び木くず	10m ³
	ぼろ及び紙くず・糸類・藁類	1,000kg
	綿花類	200kg

4

消防法 ～ 危険物の指定数量 ～

項目	指定数量[L]	
特殊引火物(エーテル等)	50	
第1石油類(ガソリン、シンナー等)	200	
アルコール類	400	
第2石油類(灯油等)	非水溶性	1,000
	水溶性	2,000
第3石油類(重油等)	非水溶性	2,000
	水溶性	4,000
第4石油類(機械油等)	6,000	
動植物油類(パーム油等)	10,000	

(例) アルコール120L + 灯油200L + シンナー100L + 潤滑油600L

$$\frac{120}{400} + \frac{200}{1000} + \frac{100}{200} + \frac{600}{6000} = 1.1$$

$$(0.3 + 0.2 + 0.5 + 0.1 = 1.1)$$

同一防火区画内であれば指定数量を越えるため許可が必要

5

危険物の指定数量

品名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物		50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセトアルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液体	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t)ブチルアルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール類		400L	メチルアルコール、エチルアルコール、イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液体	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、スチレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液体	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニトロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタクリル酸、酪酸
第4石油類		6,000L	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油
動植物油類		10,000L	ヤシ油、オリーブ油((引火点が250 未満のもの)

6

廃棄物処理法

事業一般廃棄物の処理は一般廃棄物収集・運搬業者に委託しているか
 産業廃棄物は収集運搬、中間処理、最終処分業者とそれぞれ契約しているか
 契約書には必要事項が記載されているか
 許可証の有効期限は切れていないか
 産業廃棄物保管場所の表示はしてあるか
 (廃棄物の種類、保管場所の管理者の名称と連絡先、60cm角)
 産業廃棄物は都度、はマニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しているか
 マニフェストのB2、D、E票は期日以内に回収されているか
 (B2、D票90日以内 E票180日以内)
 同上で期日までに回収されなかった場合府知事に報告しているか
 (回収されなかった場合30日以内に報告)
 マニフェスト交付状況を報告しているか(6月末まで)
 特別管理産業廃棄物がある場合、帳票を備え付けているか
 多量の排出事業者は減量化計画を知事に提出しているか
 (年間 産廃千トン、特別管理廃棄物50トン以上)



7

改正廃棄物処理法 (平成22年3月5日閣議決定) 平成22年通常国会で成立の見込み

- ・マニフェストA票の保存(現在は、B2・D・E票が返送されるまでの保管義務)
- ・マニフェストの交付なしに引渡しを受けることを禁止
- ・多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は20万円以下の罰金
- ・産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出
- ・自社処理を行う場合の帳簿の作成、及び保存
- ・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化
- ・処理業者は、処理施設の維持管理の計画及び設の維持管理の情報インターネットその他の適切な方法により公表
- ・不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務
- ・処理許可業者は、施設技術上の基準に適合するかどうかについて都道府県知事の検査を受ける

8

廃棄物処理法 ～ 一般廃棄物の処理 ～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正について (抜粋)

(一般廃棄物処理委託基準関係)

平成15年11月12日

経済産業省リサイクル推進課

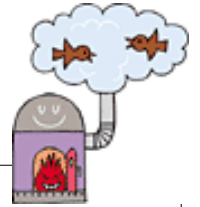
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律により、事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準等が新たに制定されました。

…本規定に違反して一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託したものは処罰の運用もあります。

特に、「木くず」、「紙くず」については、政令で定める建設業などの特定の事業者に伴って排出される場合は産業廃棄物となりますが、それ以外の事業所から排出される場合は一般廃棄物となります。

このため、一般廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託している事例については、廃棄物処理法の違反となることから、管轄の市町村に相談して、適切に処理をする必要があります。(以下省略)

廃棄物処理法 ～ 焼却炉の構造基準 ～



ごみ焼却炉の構造基準 (抜粋)

ごみを燃焼室で摂氏800 以上の状態で燃やすことのできるもの
外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
燃焼室の温度を測定できる装置(温度計)があること
高温で燃焼できるように助燃装置(バーナー等)があること
焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること
風呂焚き窯・炭焼き窯・薪ストーブはごみ焼却炉にあたらないので使用できる、ごみを燃やすことは禁止

平成14年12月から一定の構造基準を満たしていない焼却炉については使用が禁止された。

家庭用の焼却炉のほとんどは、この構造基準を満たしていないので使用できない

10

廃棄物処理法 ～ 野焼きの禁止 ～

例外規定を除き、野焼きをすると法律で罰せられる



野焼き禁止の例外規定 (抜粋)

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例: 河川敷・道路側の草焼き等)

震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

(例: 災害等の応急対策・火災予防訓練)

風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例: どんど焼き・塔婆の供養焼却等)

農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例: 焼き畑・畔草や下枝の焼却・魚網にかかったごみの焼却等)

焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

(例: 落ち葉焚き・焚き火・キャンプファイヤー等)



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正(平成13年4月1日施行)により、廃棄物焼却の禁止規定が盛り込まれました。

11

騒音規制法

都市計画用途地域内の場合、次の特定施設は届けしているか？

工業専用地区でも一部の地区は届出が必要な場合がある

- ・空気圧縮機: 7.5kw以上(法) 3.7kw以上(府条例)
- ・冷凍機・空調機: 7.5kw以上(大阪府府条例)
- ・クーリングタワー: 2.2kw以上(大阪府条例)
- ・印刷機械: 原動機を用いるものすべて
- ・せん断機: 3.75kw以上
- ・丸のこ盤: 2.25kw以上
- ・走行クレーン: 吊り上げ能力5トン以上
- ・攪拌機: 3.7kw以上
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・NC、MC(マシニングセンター)



添付資料

- (1) 工場・事業場周辺の見取図
- (2) 特定施設の配置図
- (3) 特定施設の構造図又はカタログ等
- (4) 騒音の防止の方法

12

水質汚濁防止法 ～届出が必要な特定施設～

次の設備は届けしているか？（排水を伴うもの）

- ・食品：洗浄施設、混合設備、磨砕施設等
- ・化学：洗浄施設、ろ過施設、反応施設、混合施設、分離施設等
- ・合成樹脂：混合施設（府条例）等
- ・金属・機械・電機製品：焼入施設、洗浄施設、湿式集塵施設等
- ・厨房：弁当仕出屋（360㎡以上）、料亭（1500㎡以上）

大阪府のチェックリスト

13

大気汚染防止法 ～改正案～

・排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則（現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない）

・継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し（現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定）

・汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*1及び事業者の範囲*2）を拡大。

*1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。

*2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

大阪府のチェックリスト

14

PRTR法 ～報告が必要な事業所～



第一種指定化学物質を年間1トン以上取り扱う事業所で、常用雇用者数21名以上

第一種指定化学物質

- ・揮発性炭化水素：ベンゼン、トルエン、キシレン等
- ・有機塩素系化合物：ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
- ・農薬：臭化メチル、フェントロチン、クロルピリホス等
- ・金属化合物：鉛化合物、カドミウム化合物、有機スズ化合物等
- ・オゾン層破壊物質：CFC、HCFC等
- ・その他：石綿等

指定化学物質取扱者はMSDSの提供が義務化

毎年6月30日までに、1年間の移動量を知事に届け出（報告）
罰則：20万円以下の過料

15

毒物及び劇物取締法 ～取り扱いの義務～



盗難防止のための措置（施錠、柵等）

飛散、漏れ、流出等の防止の措置

誤飲防止の措置（飲料用の容器は使用しない）

容器の表示：「医薬用外」「毒物」（赤地に白） 「劇物」（白地に赤）

保管場所の表示：「医薬用外」「毒物」「劇物」

事故時の届出：保健所、警察、又は消防署に届出

紛失時の届出：警察署に届出



毒物：シアン化ナトリウム、パラチオン、水銀、セレン、ニコチン、砒素等

劇物：アクリルニトリル、アニリン、アンモニア、塩化水素、過酸化水素、クレゾール、クロロホルム、臭素、硝酸、水酸化カリウム、ナトリウム、フェノール、メタノール、硫酸等

16

毒物劇物取扱責任者の専任

業種	登録等	登録権限者/ 届出先	有効 期間	取扱責 任者	取扱 規定	
製造業、輸入業	登録	地方厚生局長 (一部は都道府 県知事)	5年	要設置	適用	
販売業	登録	都道府県知事 保健所を設ける 市の市長又は特 別区の区長	6年	要設置	適用	
						一般販売業 (全ての毒物劇物の販売)
						農薬用品目販売業 (農薬用毒物劇物の販売)
業務上 取扱者	届出	都道府県知事	永久	要設置	適用	
						要届出業種 (シアン化ナトリウムを扱う電気めっき業者) (シアン化ナトリウムを扱う金属熱処理業者) (毒物劇物をタンクローリー等で運送する事業者 ※) (ヒ素化合物を扱うしるしあり防除業者)
	なし	—	—	—	適用	
		その他の業種 (毒物劇物たる農薬を扱う農家) (製造途中で毒物劇物を使用する化学工場) (理科室などで毒物劇物を扱う学校) (毒物劇物を扱う試験・研究機関) など				

※毒物及び劇物施行令第41条第3号に掲げる事業

PCB廃棄物特別措置法 ～ 保管・報告の義務～

届出:「PCB廃棄物の保管及び処分状況」(毎年6月30日まで)
 対象:ポリ塩化ビフェニール(PCB)、PCBを含む油、PCBが塗布、染込み、付着、封入されたものが廃棄物となったもの
 (トランス、コンデンサ等)
 処理:15年以内に処理
 譲渡・譲り受けの禁止:
 継承:相続、合併又は分割時は30日以内に届出



ダイオキシン類対策特別措置法 ～ 焼却炉に関する規定～

焼却炉:火床面積0.5㎡以上、又は焼却能力50kg/h以上
 (二以上場合は合計)
 届出:60日前
 測定義務及び公表:大気、水質、ばいじん、焼却灰

18

自動車NOx・PM法 ～ 排出抑制計画書の提出義務～



トラック、ジーゼル自動車等を同一都道府県内に30台以上保有の事業所
 素酸化物、粒子状物質の排出量削減計画を知事に提出

各種リサイクル法



家電リサイクル法:TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
 食品リサイクル法:全ての食品関連事業者は平成24年度業種別達成目標にむけて再資源化率を向上(年間100トン以上は報告義務あり)
 建設リサイクル法:80㎡以上の解体、500㎡以上の新築・増築
 (発注者7日前までに届出義務)

自動車リサイクル法:フロンガス、エアバッグ、シュレッダーダスト
 改正リサイクル法:パソコン



19

食品リサイクル法

全ての食品関連事業者が対象
 平成24年度業種別達成目標にむけて再資源化率を向上
 年間100トン以上は報告義務

業種別に再生利用等の実施率目標(平成24年度目標)	
食品製造業	85%
食品卸業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

20